

桂坂ひいらぎ自治会 会則
2018年

桂坂ひいらぎ自治会 会則

第一章 総 則

[名称]

第 1 条 本自治会の名前は、桂坂ひいらぎ自治会 (以下「本会」という)と称する。

[事務所の所在地]

第 2 条 本会の事務所を京都市西京区御陵大枝山町 6 丁目 12 番地の 8 「ひいらぎ会館」内に置く。

[目的]

第 3 条 本会は会員の親睦と地域社会の発展ならびに、住民福祉の増進を図ることを目的とする。

[事業]

第 4 条 本会は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 地域環境の整備及び、福利厚生に関すること。
- (2) 青少年の育成及び、体育、文化の振興に関すること。
- (3) 保健衛生・緑化等に関すること。
- (4) 防犯・防火防災・交通安全及び、公害対策に関すること。
- (5) 会員の弔事に関すること。
- (6) 集会所の管理運営に関すること。
- (7) 市政及び、社会福祉事業の協力に関すること。
- (8) その他、本会の目的達成に必要なこと。

第二章 会 員

[会員]

第 5 条 会員は御陵大枝山町 6 丁目に居住している者とする。

[組織]

第 6 条 自治会を次のように分ける。

- (1) 2 つの区に分け、それぞれ 1 区、2 区とする。
- (2) 各区を 9 つの班に分ける。
- (3) 各々の区、及び班の範囲、番地は別に図示する。

[役員]

第 7 条 会員の中から次の役員を置く。

- | | | | |
|-------|-------------|-----|------------------|
| (1) | 会 長 | 1 名 | |
| (2) | 副 会 長 | 2 名 | (1, 2 区 各 1 名) |
| (3) | 会 計 | 1 名 | |
| (4) | 総 務 (庶 務) | 1 名 | |

- (5) 体育担当 1名
- (6) 子供会担当 1名
- (7) 交通安全推進委員 1名
- (8) 監査 1名

[役員の任務]

第8条

- (1) 会長 本会を代表し、会務を統轄する。市政協力委員を兼務する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長不在の時は職務を代行する。
区長を兼務する。
- (3) 会計 本会の会計事務を担当する。
- (4) 総務(庶務) 本会の役員会の準備、庶務事項を担当。(議事録の管理)
- (5) 体育担当 本会の体育事業の運営を担当し、桂坂体育振興会との連携のもと行事参加の準備にあたる。
- (6) 子供会担当 子供の健全育成のための活動をする。
- (7) 交通安全推進委員 交通安全に関することを担当する。
- (8) 監査 本会の会計、財産目録を監査する。

[役員の選出]

第9条 区割りA~Hの各グループ(1名)の推薦により役員を選出し、総会で承認を得るものとする。(別の図参照)

補足：会員が75才以上になった時、同一家庭内に役員、委員の職務を遂行できる家族がない場合、本人の希望により役職を免除する。但し、二世帯同居の家庭はその限りはでない。

[役員の任期]

第10条 役員の任期は、定期総会より次期総会までとする。

[役員の報酬]

第11条 役員の報酬は無償とする。

[運営委員]

第12条 本会の円滑な運営のために次の運営委員を置く。

- (1) 原則、各班に班長1名を置く。(輪番制とする。)
- (2) 1区・2区毎に班長の推薦により、副区長各1名を置く。
- (3) 下記に掲げる委員を班長の中から選出する。
体育委員、文化普及委員、交通安全推進委員、環境美化委員、広報委員、防犯防火委員、少年補導委員。
- (4) 任期は1年とする。

[運営委員の任務]

第13条 運営委員の任務はそれぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) 班長 自班の現状を把握し、入退去があれば速やかに区長に届け、会費の徴収、書類の配布、その他各戸宛に連絡事務を行う。
- (2) 区長(副会長兼務) 1区・2区を代表し、班長の業務遂行を取りまとめる。
- (3) 副区長 区長を補佐し、業務遂行をする。

- (4) 市政協力委員 市政に協力し、必要事項を速やかに会員に連絡する。
- (5) 体育委員 健康増進のために体育の振興を担当する。
- (6) 文化普及委員 文化向上のための行事等を担当する。
- (7) 交通安全推進委員 交通安全に関することを担当する。
- (8) 環境美化委員 市からの保健衛生に関する通知事項を速やかに会員に連絡するとともに、地区の緑化や衛生管理を担当する。
- (9) 広報委員 自治会行事の周知と広報を担当する。
- (10) 防犯防火委員 町の安全維持のために防犯防火を担当する。
- (11) 少年補導委員 少年補導委員桂坂支部と連携し、少年の健全育成のための活動をする。

[委員の補佐]

第 14 条 班長、副区長及び各委員の任務は役員が補佐する。

[委員の兼務]

第 15 条 班長、副区長及び各委員の任務を役員が兼務することは妨げないものとする。

[会議の種別]

第 16 条 本会の会議は総会、役員会・班長会、及び各委員会の 3 種とする。

[総会の成立と決議]

第 17 条

- (1) 総会は年 1 回開催し、会員の 2 分の 1 以上の出席を以て成立し、決議は出席人員の過半数を以てこれを行う。但し、総会に出席できない者はその決議に従う旨の委任状を提出するものとし、委任状は、之を以て出席者とみなす。
尚、可否同数の場合は議長が之を決する。

- (2) 議決権を有する者は 1 住戸 (会費納入単位) につき、1 名とする。

[総会の議長]

第 18 条 総会の議長は出席者の中から選出する。

[総会の議決事項]

第 19 条

- (1) 事業報告及び、収支決算。
- (2) 事業計画及び、収支予算。
- (3) 会則等の制定及び変更。
- (4) その他、本会に必要な重要事項。

[臨時総会]

第 20 条 臨時総会は会長が必要に応じて召集することができる。

[役員会]

第 21 条

- (1) 定例役員会は原則として毎月 1 回開催し、町内の共同利益となる軽易な事項の決定処理を行う。
- (2) 臨時役員会は会長が必要に応じて召集することができる。
- (3) 役員会は役員の過半数の出席で成立し、議決は出席者の 3 分の 2 以上を以て決定する。
- (4) 役員の議事については議事録を作成しなければならない。

[委員会]

第 22 条

- (1) 委員会は各地区の要請に応じて随時開催し、委員会における意見が本会に反映されるように努めるものとする。
- (2) 委員の要請があれば委員会を開くことができる。

第三章 会 計

[会計の種類及び収入支出]

第 23 条

- (1) 本会の会計を一般会計と特別会計に分ける。
- (2) 一般会計は、会費・臨時会費・寄付金とその他の収入を以て之に充て、本会の事業達成のため予算によって運営する。
- (3) 特別会計とは、その他の収入を以て之に充て、自治会設立のための費用、「ひいらぎ会館」開所に必要な費用、及び会館の維持費、その他役員会・各委員会で特別に必要と認められ、総会にて決議された事項を予算によって運営する。

[会費]

第 24 条

- (1) 本会の会費は 1 会員 (1 住戸) あたり 1 ヶ月 500 円也とし、会費は 4 月上旬に 4 月～ 9 月分を、10 月上旬に 10 月～翌年 3 月分を自治会に納入する。
- (2) 途中入居者については、初回は入居翌月分からそれぞれ前項同様まとめて納入する。
- (3) 臨時会費は役員会で必要と認めたとき、各委員会の承認を得て徴収する。
- (4) 宗教法人、店舗等特殊な場合の会員の会費については、役員会の承認を得て徴収する。

[慶弔その他]

第 25 条

- (1) 慶弔金を下記のとおり定める。
 - ① 会員の死亡については金 1 万円をお供えする。
 - ② 住宅災害 イ 火災半焼以上 金 1 万円也
 ロ 破壊半壊以上 金 1 万円也
- (2) 寸志及び友誼団体等の慶弔については役員が決定する。

[会計年度]

第 26 条 会の会計年度は毎年 3 月 1 日に始まり翌年 2 月末日を以て終わる

[会費の保管及び会計帳簿]

第 27 条

- (1) 徴収済みの会費は金融機関に預け入れるものとする。
- (2) 本会の会計を明らかにするため現金出納簿・会費徴収台帳を備え会計が之を管理する。

[会計監査]

第 28 条

- (1) 会計監査は毎年 1 回会計年度終了後行うものとし、監査事項は次の通りとする。
- ① 収支に関する決算書類
 - ② 事業報告
 - ③ 財産目録
 - ④ その他必要書類
- (2) 役員会は総会の議を経た決算報告書を全ての会員に公表しなければならない。

第 四 章 住環境の保全と整備

[住環境の保全と整備]

第 29 条

- (1) 本会会員は、各住宅において緑豊かな有効緑地を確保し、常に住環境の保全と整備に努めなければならない。
- (2) 本会役員は、「京都市建築協定書」規約に基づき、建築協定会員の有資格者については、その任期中、「建築協定委員」に就任し、「建築協定委員会」を構成する。
- (3) 本会は、「建築協定委員会」と連携運営するものとする。
- (4) 会長は、「建築協定委員長」を兼務、もしくは会員の中より「建築協定委員長」を推薦することができる。
- (5) 本会総会の時に、「建築協定総会」を同時開催するものとする。

第 五 章 雑 則

[告知放送]

第 30 条 ひいらぎ自治会の範囲に限り遺失物等の個人的な放送を容認する。ただし、自分で放送し、それに対する苦情等は放送者が責任を持つ。

附 則

本会則は2014年4月1日より施行する。

本会則は2016年4月1日より施行する。ただし、26条は2015年度より適用

本会則は2018年1月28日より施行する。

以 上